

平成 30 年度 仙台市定禅寺通活性化協議会コーディネート業務委託
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

1. 適用

本要項は、平成 30 年度 仙台市定禅寺通活性化協議会コーディネート業務を委託する事業者を、公募型の提案審査随意契約方式により選出するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務委託件名

平成 30 年度 仙台市定禅寺通活性化協議会コーディネート業務委託

(2) 業務内容（詳細は仕様書を参照）

- ・協議会における検討支援
- ・協議会における検討内容の実践・検証を行うワークショップの企画
- ・地元の合意形成促進支援
- ・その他協議会にかかる調整

(3) 履行期間

契約を締結した日から平成 31 年 3 月 29 日まで

(4) 業務委託予定金額

10,130,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3. 提案の手続き等に関する事項

(1) 参加資格

当該業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、次の要件を全て満たす者とする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という）の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。その者は、グループを代表して、本提案に係る連絡調整等を仙台市との間で行うものとする。

- ① 公共空間と民間不動産が連携し、地域価値を高めることを目指したまちづくりに関わり、道路空間の再構成を手法として取り入れた実績を有していること。
- ② 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（受付期間内に「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項または第 3 条各項の規定による指名停止を受けていないこと）
仙台市競争入札参加資格者名簿に登録していない者にあつては、次の(ア)～(オ)の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと
 - (イ) 本市の市税を滞納していないこと
 - (ウ) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
 - (エ) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと
 - (オ) 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に照らし合わせ、指名停止扱いにならない者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立中、又は更生手続中でないこと
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申立中、又は再生手

続き中でないこと

※①については、グループの場合、構成員の1つが要件を満たしていること。

※②～④については、グループの場合、全ての構成員が要件を満たしていること。

(2) 業務説明会の開催

①開催日時：平成30年3月9日（金）10時00分～

②開催場所：仙台市役所上杉分庁舎2階 第1会議室

〒980-8671 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

※参加はプロポーザル応募者1者2名までとし、参加者多数の場合は2回に分けて開催する。

※説明会の参加は任意とし、プロポーザル参加の要件とはしない。

(3) 参加表明に係る質問及び回答

①質問方法：質問項目等を質問票（様式第1号）に記載して、平成30年3月13日（火）17時までに、電子メール又はFAXで提出すること。その際は、電話により質問票を提出する旨連絡すること。

②回答方法：回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問を受けてから概ね2日以内（土日を除く）に、質問者に電子メール又はFAXで回答するとともに、3月15日（木）に仙台市ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

①提出期限：平成30年3月19日（月）17時まで

②提出方法：持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日を除く9時から17時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。

③提出書類：

ア 参加表明書（様式第2号）…1部

イ 会社の業務実績、類似業務等（様式第3号）…1部

ウ 会社概要（様式第4号）…1部

エ 共同提案体の構成員一覧（様式第5号）…1部

※グループによる共同提案の場合に提出すること。

④留意事項：

- ・提出期限までに参加表明書等が到達しなかった場合及び提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないものとする。
- ・提案書提出者として選定された者に対してのみ、提案書作成の参考資料（「平成29年度仙台市定禅寺通活性化推進事業にかかる調査検討業務委託」の結果概要等）を配布する。配布物に記載している情報を、提案書作成の目的以外の使用をし、また第三者への提供は禁止する。
- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は参加表明者の負担とする。
- ・参加表明書提出後の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
- ・参加表明書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。
- ・本公募は、平成30年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、当該委託にかかる平成30年度予算が成立しない場合、提出を受けた参加表明書は無効となる。

(5) 提案書の提出等

①提出期限：平成 30 年 4 月 9 日（月）17 時まで

②提出方法：持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時まで
に提出すること。郵送の場合は、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、書留郵便
便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。

③提出書類：

ア 提案書 8 部（様式第 6 号を表紙とし、④に掲げる構成に従い、任意様式（A4 片面
印刷、表紙を除き 10 ページ以内）により作成）

イ 総括責任者・担当技術者体制（様式第 7 号）

ウ 事業費見積書（様式は任意とするが、各業務内容に対応するよう内訳がわかるもの
とすること。）

④提案書の構成について

ア 表紙（様式第 6 号）

イ 業務の全体計画

i) 業務の実施方針

ii) 業務の実施体制及び専門家候補（人員や各業務における構成員の役割など。
配置予定者の業務経験等（資格、関連する業務経験等）も加味し作成するこ
と。）

iii) 実施スケジュール

ウ 業務内容に関する技術提案

下記 i) ～ iv) に記載する内容について、業務の実施に係る提案として、4.(2)の
審査基準に配慮し記載すること。

i) 仙台市における定禅寺通エリアの特性を的確にとらえ、その魅力を向上させ
地域価値を高める取組み。

ii) 協議会の進め方について、メンバー（地元関係者）を惹きつけるテーマ性（関
心のポイント）や議論のポイント。

※イの ii) の専門家候補の理由も合わせて説明すること。

iii) 市民等に対する機運醸成や地元の合意形成の促進につなげるための、ワーク
ショップ等の効果的な活用方策。

iv) 協議会又は協議会のメンバーが中心となり、エリアマネジメント団体として
活動することを見据え、事前に想定して検討し準備すべき内容や実施体制。

⑤留意事項

- ・提出期限までに提案書等が到達しなかった場合は、失格とする。
- ・提案書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- ・提案書提出後の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
- ・虚偽の記載をした提案及び上記 2 (4) に示す委託予定金額を超える提案は、無効とする
とともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

4. 提案の審査及び契約の方法

(1) 審査方法

参加者の評価及び審査は「仙台市定禅寺通活性化協議会コーディネート業務に係る公募
型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、「書類審査」並びに
「プレゼンテーション及びヒアリング審査」を行うものとする。

(2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

- ① 業務の遂行能力（全体の 20%）
 - ・実施方針と実施体制が業務を遂行する上で妥当なものであるか。
 - ・類似事業が同種のものであり、本業務を遂行する上で妥当なものであるか。
- ② 業務内容の理解（全体の 20%）
 - ・本事業の目的を十分に理解した提案内容になっているか。
- ③ 提案内容（全体の 50%）
 - ・定禅寺通エリアの特性を、与条件からの的確に捉え、魅力を向上させ、地域価値を高める取組みとなっているか。
 - ・地域が主体となり検討を進めることができるような、創意工夫がなされているか。
 - ・市民等に対する機運醸成や地元の合意形成に向け、効果的な着眼点を持っているか。
 - ・将来的な事業展開も見据えた発展性のあるものとなっているか。
- ④ 見積額の妥当性（全体の 10%）
 - 提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的かつ適切なものか。

(3) 審査結果

審査結果については、全提案者に対して郵送により書面で通知する。

なお、選定されなかった場合の理由について、通知日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（様式は任意）での説明の要求があれば、書面を受理した日から 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

(4) 契約の方法

- ① 契約については、優先交渉権者と契約内容について協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- ② 決定された提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。
- ③ 別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- ④ 本業務の契約は、仙台市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとする。
- ⑤ 契約業務に伴って取得した物品、特許権及び著作権は、市に帰属するものとする。

5. スケジュール（予定）

平成 30 年 3 月 7 日（水）	提案書募集開始
平成 30 年 3 月 9 日（金）	業務説明会の開催
平成 30 年 3 月 7 日（水）から 3 月 13 日（火）17 時まで	質問の受付期間
平成 30 年 3 月 15 日（木）17 時まで	質問への回答
平成 30 年 3 月 19 日（月）17 時まで	参加表明書提出期限
平成 30 年 4 月 9 日（月）	提案書提出期限
平成 30 年 4 月中旬	プレゼンテーション及びヒアリング審査
※日時場所は提案書提出者にお知らせします。	
平成 30 年 4 月 20 日（金）	提案審査結果通知（優先交渉権者決定）
平成 30 年 4 月下旬	契約締結，業務開始
平成 31 年 3 月 29 日（金）	業務完了

7. 問い合わせ及び提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 電話 022-214-1255 FAX 022-214-8037
メール jozenji_dori_k@city.sendai.jp

平成 30 年 3 月 31 日（土）まで

仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課定禅寺通活性化室

平成 30 年 4 月 1 日（日）以降

仙台市まちづくり政策局政策企画部定禅寺通活性化室